

平成31年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録

本日の会議 平成31年 3月11日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	西岡 克之	副委員 長	饗庭 敦子
委員	安部 都	委員	安藤 克彦
委員	河野 龍二	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

住民福祉部長 松邨 清茂

(こども政策課)

課長 村田 ゆかり

課長補佐 北野 靖之

水道局長 濱 伸二

(水道課)

課長 山口 新吾

課長補佐 渡辺 房子

課長補佐 森内 秀朋

課長補佐 高橋 庸輔

主査 藤原 庸祐

(下水道課)

課長 山崎 禎三

参事 原口 哲也

係長 相川 沙織

係長 永石 大祐

主事 本浦 友恵

主査 藤野 亮

本日の委員会に付した案件

議案第 4号 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 5号 長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第17号 平成31年度長与町水道事業会計予算

議案第10号 平成30年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第18号 平成31年度長与町下水道事業会計予算

開 会 9時30分

閉 会 11時47分

**○委員長（西岡克之委員）**

それでは皆様おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、あらかじめ御了承ください。

平成31年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第4号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田こども政策課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

皆さんおはようございます。それでは、議案第4号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。本議案は、学校教育法の一部改正に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、学校教育法の一部改正に伴いまして、新たに制度化された専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に相当するとされることから、第10条第3項第5号中の卒業した者の対象に専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものでございます。附則につきましては本条例の施行日を平成31年4月1日からとしております。どうぞよろしく願いいたします。

**○委員長（西岡克之委員）**

今、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

この条例の改正によって、放課後児童支援員の枠が拡大されたということになりますけれども、本町におきましての支援員の拡大っていうのは、今後のところ予定がされてるんでしょうか。

**○委員長（西岡克之委員）**

村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

今回の改正に限りましては、短期大学の卒業した者の中に新たに学校教育法によって改正になりました専門職大学の前期課程を修了した者が、短期大学を卒業した者と同等の資格にあるというところで、専門職大学の方の追加というだけにとどまっております。以上です。

**○委員長（西岡克之委員）**

ほかに質疑はありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

これまでは大学と短期大学での卒業の方で、これらの学科の課程を修了した者だったということだというふうに理解してます。専門職大学というのが、どういうものが当たるものなのか、少しそこを教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今年の4月1日から新たにできました学校制度でございまして、通常高校を卒業しますと進学といえば大学であったり、短期大学であったり、専門学校ということになるかと思えますけれども、新たに専門職大学っていうものが創設をされまして、今、国内にあります専門職大学っていうのが、私も調べましたら大学が2つと短期大学が1つの今のところまだ3つしか認可はされてないような状況でございまして。大学と専門学校のちょうど間みたいな感じで、座学だけではなくって経験を積ませた形で即戦力となる人材を育てるための大学ということで、新たに設置をされたようでございまして。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そしたら今のところ国内で大学は2つと短期大学は1つということで、ちょっと踏み込んだ質問になりますけど、その大学という形、普通の大学と違って専門のことだけを学ぶというふうな形で開校される大学なのかですね。その辺が違いがよく分からないんですけども、通常、例えば大学であっても医学系なら医学系の専門のことを学ぶわけですよね。学校なら学校の教育課程のことを学ぶということで、今まではそういう形での大学を卒業した方が資格をとられて採用の対象になるというふうに、そうなるこの専門職大学というのは、例えば福祉学なら福祉学だけを学ぶというふうな形の学校というふうな形で捉えていいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今の認可をされております所が、リハビリテーションであったりとか、動物看護専門職であったりとか、あともう1つがファッション専門職大学ということで3か所でございます。今現在申請をされていらっしゃる所も医療系であったり、福祉系であったり、あとIT関係ですね、専門職大学は将来的に産業をリードできる人を育成するために、産業界と連携をしながら専門的なことを広く実践的に学ぶ学校として設立をされたようでございます。座学、学問だけではなくって、専門職大学は3分の1ぐらいの課程を実践的なものを学んで、職場に就職をしたときに即戦力として対応できる人材を育てるための大学ということで新たに開校されたようでございまして。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

条文が専門職大学の前期課程っていうふうになってるわけですかたいね。専門職大学には、大学の4年と2、3年の短期大学と思うんですけども、と言うことは、この条文をそのまま読むと短期大学は今回は該当しないと理解していいんですかね。専門職大学の大学4年のうちの前期課程に限定されたという捉え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

元々第10条第3項第5号が短期大学の卒業を要件する者を規定したものでございまして、短期大学は元々入っております。そして大学の中でも、前期課程、後期課程と分かれてる専門職大学については、前期課程を修めた者は短大と同じということで新たにこういう条文が加わったという形になっているようでございます。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑はありませんか。

なければ質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第5号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱局長。

○水道局長（濱伸二君）

おはようございます。それでは水道局所管、議案第5号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、水道課長以下、関係職員より御説明しますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（西岡克之委員）

山口課長。

○水道課長（山口新吾君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第5号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令並びに技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、学校教育法の一部改正によりまして、専門職大学等の制度が創設されることに伴い、水道法施行令及び水道法施行規則が改正されております。この専門職大学制度は、より実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして、社会の変化に対応した専門職業人材を育成するため制度化され、大学制度の中に位置づけられております。4年制課程の専門職大学につきましては、前期課程及び後期課程の区分制課程も導入できることとなっており、一旦就職してから後期課程へ再入学できるなど多様な学習スタイルを選択することが可能となっております。今回、専門職大学の4年制課程の前期課程を修了した者につきましては、短期大学を卒業した者に相当するとされることから、水道法施行令及び水道法施行規則において定められております布設工事監督者及び水道技術管理者の短大卒の学歴要件に、専門職大学の前期課程終了者が含まれる旨を明記するものとなっております。本条例の学歴要件につきましても、水道法施行令で定める資格を参酌して定めており、今回国の基準と同様の内容になるよう改正するものでございます。また、技術士法施行規則の一部改正により、技術士試験の第2試験における選択科目の見直しが行われ、水道環境科目が上水道及び工業用水道科目へ統合されたことにより、水道法施行規則も改正になり、同じく国の基準と同様の内容になるよう改正するものでございます。第3条第1項第3号においては、長与町布設工事監督者の資格基準を改正するものでございますが、専門職大学の前期課程終了者が資格要件として含まれる旨を追記しております。また、技術士法施行規則の一部改正により、技術士試験の第2次試験における選択科目内容の見直しが行われ、水道環境科目が上水道及び工業用水道科目へ統合されたことにより、同項第8号において「水道環境」を削除をいたしております。併せて同項6号におきまして字句の修正を行っております。第4条

第1項第2号及び第4号におきましては、水道技術管理者の資格基準を改正するものですが、同様に資格要件に専門職大学の前期課程終了者が含まれる旨を追記しております。なお、附則第1項におきまして施行日を平成31年4月1日としております。また、附則第2項におきまして、技術士試験の第2次試験について既に水道環境科目を選択し合格した者につきましては、上水道及び工業用水道科目を選択し合格したものとみなす旨の経過措置を規定いたしております。以上が議案第5号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑のある方は挙手をしてください。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

技術士法のところでちょっと教えていただきたいんですけども、水道環境が工業用水道に統合されたということなんですけれども、大体どんな内容が工業用水道に統合されたのか、上水道になるのか、ちょっと分からないのでそのところを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

山口課長。

○水道課長（山口新吾君）

今回、水道環境は選択科目の類似制とかを考慮いたしまして、現在20部門96科目ございますけれども、そういった類似性等考慮いたしまして69科目に縮小をされております。その中で、水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたわけなんですけれども、科目の内容といたしましては、水道環境が水道水源、その他水道環境の予測及び保全並びに水道施設に係る環境への影響評価及び対策に係る事項、そういったものの科目ということで水道事業全般に係る技術者を育成していこうということになっております。先程申しましたとおり多様性、類似性、そういったものを考慮して、今回、上水道及び工業用水に統合をされたんですけども、変更点としましては、その科目に水道環境の科目を追加いたしまして、水源環境、総配水給水水質管理、アセットマネジメント、そういった部門も上水道及び工業用水道に統合をいたしまして、より幅の広い水道技術者を育成していこうというふうな趣旨で今回統合をされております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと確認ですけど、条例を見て正直分からなくなったんですけど、今回、この条例が長与町の職員だけに当てはまるものなのか。それとも、例えば長与町内のいわゆる事業所にも該当するものなのか。職員に該当するという形で捉えていいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

この条例は、長与町が水道事業を運営する上で必要な職員に対する資格要件を規定したものでございますので、長与町の職員に対する規定ということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までにそれぞれ資格がありますね。布設工事監督者、技術士あと水道技術管理者、今、職員の中でこの技術、この資格を持つての方がどれくらいいらっしゃるのかですね。あと水道局に限らず町職員全体でどれくらいいらっしゃるのか。分かればお願いしたい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今現在のところ過去水道局にもおった職員とか考慮して、現在3名の職員がその資格を有しているということになっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それは3つとも持つてるってということですか。布設工事監督者、結局これはもう3つともそういう形でとる。ただ中身を見ると例えば布設工事監督者は卒業したあと5年以上の水道に関する技術の実務に従事した経験を有する者と、いわゆる卒業してすぐその資格が取れるわけじゃない。技術士については1年以上ですね。水道管理者については6年以上または8年以上という形で、それぞれ取れる基準が違うみたいなんで、3名というのは、どの技術、どの資格を持つてらっしゃるのか、ちょっとそこまで教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

お答えします。まず先程うちの課長の方がお答えしました3名という人数に関して、ここは3名とも布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を有する方です。どちらも持つております。技術士に関しては、この2つの資格の要件に当てはまる方ということで、技術士自体は長与町いません。技術士っていう資格を持つていれば、実務経験1年でこの2つの資格を持つてるという要件に当てはまるということです。まず、布設工事監督者をお持ちの方は水道技術管理者にもなり得るということです。水道技術管理者だけの方



は、布設工事監督者をお持ちでない方もいらっしゃるという形になるんですけども、水道技術管理者だけをお持ちの方っていうのは、長与町役場の中で数はおおよそなんですけど、大体10名いるかないかぐらいだと考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

経過措置のところでもありましたけれども、ここの経過措置は既に合格した者は持っているというふうな形で見られるというふうに、今既に資格を持っている方は、すでに第2試験合格したものは既にもう持っているというふうな形で見られるというふうに言われて、例えば今、水道局職員の以外の方もその資格を以前持っていれば、別の部署に入ってもその資格は、その後新たな資格と言いますか、この技術士法に基づいて資格を自動的に取れるという形なのかですね。そこら辺はどうなってるんですか。質問が理解できましたでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

はい、今の条例に様々な資格要件がある中で、大学卒が5年とか、短大が何年とかありますけども、この年数については実務経験ということになりますので、ほかの課においても経験年数が蓄積されませんので、過去、水道において再度水道課に来た場合に、その年数が加算をされるということになります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今回そういう意味では条件が緩和される条例だというふうに思うんですけども、先程3名の方が資格を持っているという意味では、今後この資格を持つ方が職員の中でも増えるという状況があると見ていいものなのか。いや学校の関係があるけん、それは必然的にはない。今後そういう学校を卒業してきた方が、そういう資格を持っているような状況になるというふうな形になるんですね。そこを最後お伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今そういった専門の土木学科とか出てきて、水道で実務の経験を積んで、実務経験が条例をクリアした方がそういった資格を持つということになりますけれども、当然今技術者については少しく不足しているような状況でございますので、どうしても水道事業を行うに当たりましては、この2つの資格、有資格者が必要でございますので、そういったことも人事部局とも調整をしながら今後もそういった有資格者の確保に調整を図

ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ある方。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

参考までに今、当然、職員の採用については一般職と専門職とありますよね。その中で今の水道局、その3名とも水道におられるという認識でいいわけですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今3名とも水道局の方に勤務をしている状況でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の件の採決をいたします。

本案は原案どおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。

議案第17号平成31年度長与町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

議案第17号平成31年度長与町水道事業会計予算について、水道課長以下関係職員により御説明いたしますので、御審議のほど賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

それでは、議案第17号平成31年度長与町水道事業会計予算につきまして御説明をいたします。予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としましては、平成31年度末の給水戸数を1万5,822戸としております。年間給水量は370万

9,081立方メートル、1日平均給水量は1万134立方メートルと見込んでおります。また、主要な建設改良事業として3,200万円を行う予定としております。

続きまして、3条予算の収益的収入及び支出、4条予算の資本的収入及び支出につきましては、予算に関する説明書の方で説明をしたいと思います。説明書の1ページをお開き願います。3条予算となります収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益として8億326万2,000円を見込んでおります。内訳としまして1項営業収益が7億2,936万6,000円であり、主なものとしまして給水収益が6億9,815万1,000円となっております。2項営業外収益は7,388万6,000円であり、主なものとしまして長期前受金戻入7,367万1,000円でございます。支出では、第1款水道事業費用7億5,819万8,000円を予定しております。内訳といたしまして1項営業費用が7億3,174万5,000円でございます。主なものといたしましては、水道施設の維持管理等に要する費用として源水及び浄水費、配水及び給水費、それから事業活動の全般に関する費用として総係費、資産の減価償却費と合わせて7億890万3,000円を計上しております。また、2項営業外費用では2,536万3,000円を計上しております。内訳としましては企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。そのほか3項特別損益、4項予備費を計上しております。

続きまして2ページの方を御覧ください。4条予算となります資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入では2億3,090万5,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、企業債の2億1,600万円と路面復旧工事に伴う負担金及び分岐工事負担金の1,490万5,000円を予定しております。支出におきましては、第1款資本的支出4億9,214万8,000円を予定しております。内訳といたしましては、1項建設改良費4億5,323万1,000円、2項企業債償還金3,691万7,000円のほか、3項予備費200万円を計上いたしております。1項建設改良費の主な内容といたしましては、2目改良費で老朽管更新に伴う管路耐震化を推進するための吉無田地区（内園）配水管布設替工事や3目固定資産購入費で第1浄水場管理棟建替予定地の土地購入費等を予定いたしております。以上によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億6,124万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,522万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億6,767万3,000円、減債積立金3,691万7,000円及び建設改良積立金4,143万2,000円で補填する予定としております。

続きまして3ページの方をお開き願います。給与費明細書になります。給与と手当の前年度との比較でございます。4ページを御覧ください。給料及び手当の上限額の明細でございます。5ページをお開き願います。給与の級別職員数でございます。6ページでは、期末手当及び勤勉手当の支給率及び前年度との比較でございます。また、中段の（5）の表でございますが、これは退職手当の支給率となっております。7ページの方をお開き願います。平成31年度水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でござい

ますが、1番目の業務活動による資金収支は2億2,525万6,660円の増、2番目の投資活動による資金収支は4億6,530万9,903円の減でございます。それから3番目の財務活動による資金収支は1億7,908万3,757円の増であり、以上3つの資金収支額を合わせますと資金の減少額は6,096万9,486円となっております。したがって資金期末残高を2億5,795万7,677円と想定をいたしております。8ページをお願いいたします。平成30年度予定損益計算書でございますが、本年度末の純利益は下から3番目になりますが7,912万8,576円を予定いたしております。9ページの方をお開き願います。平成30年度末予定貸借対照表で資産の部合計並びに10ページの負債及び資本の部合計ともに62億4,465万8,011円でございます。11ページの方をお開き願います。こちらは平成31年度末予定の貸借対照表になります。先程御説明申し上げました本年度末予定の貸借対照表の合計から1億3,592万7,858円増の63億8,058万5,869円となっております。13ページの方をお開き願います。これは会計方針に会する注記を記載をいたしております。14ページにつきましては債務負担行為に関する調書になります。

予算書の2ページの方に戻っていただきたいと思いますが、第5条の企業債につきましては、水道施設整備の事業費に充てる目的で平成31年度は2億1,600万円の起債を予定いたしております。第6条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億700万1,000円及び交際費10万円を予定いたしております。第9条の棚卸資産購入限度額につきましては603万3,000円を予定いたしております。第10条の重要な資産の取得につきましては、第1浄水場管理棟建替予定用地2,274.13平方メートルの取得を予定をいたしております。

以上が主な内容の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

引き続き、建設改良事業費による施工箇所及び事業内容につきまして、高橋課長補佐の方から御説明を申し上げます。

**○委員長（西岡克之委員）**

高橋課長補佐。

**○課長補佐（高橋庸輔君）**

建設改良事業費に計上しております主要な工事について、配付しました図面の方で御説明させていただきます。それでは図面中の番号1番から順に工事概要を説明させていただきます。番号1番、平古場中継ポンプ所敷地造成工事です。工事概要は平木場中継ポンプ所の老朽化に伴い更新し耐震化を図るもので、本年度購入いたしました用地の造成を行うものでございます。続きまして番号2番、平木場配水地敷地造成工事です。工事概要は平木場配水地の老朽化に伴い更新し耐震化を図るものでございます。こちらも

本年度購入した用地の造成を行うものでございます。続きまして番号3番、丸田地区（塔ノ迫）配水管布設替工事です。工事概要は配水管の老朽化に伴い更新し耐震化を図るものでございます。続きまして番号4番、吉無田地区（内園）配水管布設替工事です。工事概要は配水管の老朽化に伴い更新し耐震化を図るものでございます。続きまして番号5番、1工区3号線ほか路面復旧工事です。工事概要は4番で説明いたしました配水管布設替工事の路面復旧を行うものでございます。続きまして番号6番、三根三反田線ほか路面復旧工事、番号7番、西高田日当の尾線ほか路面復旧工事及び番号8番、青葉台団地内路面復旧工事です。こちらは平成30年度に行いました配水管布設替工事部分の路面復旧を行うものでございます。以上、施工箇所及び事業内容の説明を終わります。

**○委員長（西岡克之委員）**

説明は以上でよろしいですね。説明が終わりました。

これから質疑を行います。

もう予算全般で一括質疑をしてよろしいですかね。

じゃあ予算全般で一括質疑をいたします。質疑のある方挙手をお願いいたします。吉岡委員。

**○委員（吉岡清彦委員）**

今説明を受けましたけれども、予算書2ページの第10条で第1管理棟の建て替えのためという土地の購入ということで聞いたわけですけども、全面的にこの管理棟をやりかえるということで、新しくそこに建て替えるということですか。そういうことのための購入、そしてまたその後、今の第1管理棟はどういう具合に今度は活用するのか。処分するのか。ちょっとそこんところ、もう少し分かりやすくお願いします。

**○委員長（西岡克之委員）**

高橋課長補佐。

**○課長補佐（高橋庸輔君）**

こちらの用地に造るものは、現在あります管理棟の下に水槽がございます。これを浄水地というんですけれども、水処理過程を終えた飲める水を溜める枺があります。これを地下に設置し、上に機械室、3階に管理室という形の、今あるものをそのまま作り替えるという計画をしております。その後、現第1浄水場は道下でございますので、浸水対策等を考慮しまして、現在の管理棟を取り壊しを行い、その部分を嵩上げを行いながら更新をやっていく予定でございます。

**○委員長（西岡克之委員）**

吉岡委員。

**○委員（吉岡清彦委員）**

土地の購入でしょ。土地を購入するということは違う所を購入するような気がするんですけども、僕から見た場合ね。地下をどうこうって言いよったから、土地を別の所を購入すつと僕は感じつとばってん、ちょっとそこんところ再度お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

土地を購入する所は、今の浄水場と別の場所になります。別の場所に今ある施設の一部、管理棟施設一体になってるんですけども、この部分をそのまま移し替える、移設を行うという形なんですけれども、地下を購入するというわけではなくて、地下に構造物もできますという話です。地上には機械室とか管理施設の建物を置くんですけども、現状の建物自体も地下に水処理過程を終えた水を溜める水槽がございます。この水槽も一緒に移設を、新しい土地に行く予定なんですけれども。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

はっきり言うて購入する番地がちゃんと出てるから、どの付近になるのか、そこを言ってもらえば。この分がそこに行くんだっていうのが、分かれば言うてもらえば、こゝん所にこれをそういうことで持っていきますって、そしてあとはまたそういうことで、いろいろ対策をやっていきます。そういうことを言うてもらえば、お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今回、新しく土地を購入させてもらうんですけども、地番が嬉里郷1,092番1と1,092番2ということで、昔ありました旧親和銀行跡地ですね、あその土地を現浄水場寄りの近傍の土地で、ある程度敷地も面積も確保できるということで、現在、その旧親和銀行跡地を購入をいたしまして、今、課長補佐の方から申したような施設を築造していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ある方。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

まず今、吉岡委員もおっしゃったことで、面積と予算が上がってるんですが、これは純粹に地代っていう捉え方じゃないですよ。補償費とかも含んだ額が予算に計上されているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

土地以外の費用につきましても含んだ額で今回予算計上をさせていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

こうやって第10条も出てるし、予算額も出ているので、その積み上げというのは今の段階で公表できるんですかね。いかがですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

額の根拠につきましては、今、相手方とのその話し合いの中でもございますので、ちょっと控えさせてもらいたいんですけども、実際の予算を積み立てる根拠としましては、通常は鑑定とかを参考にしながら上限額という形で今回予算の計上させていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

しつこいようですが、あそこは上物があるわけですたいね、それをどう捉えるか、更地の状態で貰うのか、上物もくっついた形で町が購入するのか、ちょっと違うと思うんですよね。だからそこをまず確認したいのが1つと、それと予算の中では大きな数字が出てこないの、その土地を例えば上物がついた状態で買うなら、まずは更地にせんばですたいね。そういった今後の整備についての予算はこの中に入っていないと思うんですけども、その考えを聞きます。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

用地の取得につきましては、更地渡しということで協議をしております、上物を取り壊した状態での購入ということで予定をいたしております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

同じくその建て替えのところなんですけれども、そもそも第1浄水場を建て替える理由とその場所を選んだっていうのはどんなところか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

場所の選定理由でございます。現第1浄水場をそのままその場所で更新するというところであれば嵩上げ等を行いながら、また、水を供給しながらという状況の中での更新を

行うということが非常に厳しいと、困難であると、地域皆さんの安定給水を少し危険があるかなということを考えておりました、ちょうど親和銀行の用地に関しては現浄水場のすぐ近くということでございまして、その部分にある一部を造り変えることでスムーズな更新ができると判断いたしましたので、この用地を求めるように考えました。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

嵩上げが難しいので、そこを購入して移動をさせるってお話だったかと思うんですけども、移動をさせて今の第1浄水場も使いながら、こっちも使っていくってことでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

局長。

○水道局長（濱伸二君）

現在の浄水場の中に配管がびっしり地盤の中に入っておりまして、新たな建物を建てる余地が無いものですから、新たな土地に現在の浄水池と管理棟を先に造りまして、そこを解体して余地を造った上で順次その場所に移設をしながら供給しながらやっていくという手法をとっていかうと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

であれば、全部移設してしまうということですね。移設してしまったあとは第1浄水場をまたほかの何かに使用するというところでよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

局長。

○水道局長（濱伸二君）

新たな土地には浄水池と管理棟のみ、あと取水施設は川の横で取水しますので処理工程の施設はそこに残ります。両方土地を一緒に使っていくような形になっていきます。

○委員長（西岡克之委員）

関連で。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程も少し触れられましたけども、今回用地を購入するということで、そうすると購入契約が結ばれた以後、この浄水池と管理棟っていうのは、いつごろから事業ができるのかですね、それはその予定はいつ頃、どういうふうに計画されているのか。

○委員長（西岡克之委員）

高橋課長補佐。



○課長補佐（高橋庸輔君）

用地取得契約が来年度予定しております。31年度に基本設計を行う計画をこちらの方で練って、それから32年から35年ほどまで基本設計にちょっと力を入れて、36年頃から詳細設計、現地の施設の建築という形を現在計画しております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程の説明ですと、今の現第1浄水場も今後こうした形で水を供給するのは非常に危険だと、道下でもあるということで、そういう意味では、そういう状況を抱えながら36年以降ぐらいからしか事業ができないというのは、ちょっと心配かなというふうに思うんですけども、やっぱりどうしてもこれぐらいの期間が掛かってしまうと、それは設備を整えるための期間なのか、それとも財源的な問題なのか、それはどちらでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

現施設の状況把握にかなりの時間を要すると考えております。あと嵩上げの仕方、土質の調査云々、新しい浄水場を造る上で必要なちょっと材料集める期間で考えておりますので、この期間が必要だと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今回この説明図を見て配水管の布設工事がそれぞれ行われて老朽化による耐震化を図るというところで、そのあとにまたほかにも路面の復旧工事などもされてるんですが、よく住民の方たちから言われるのが、その布設工事をしたあとに道路ががたがたになって、そのあとにまた今度は復旧工事をそれぞれするから、長与町はいつぺんにしないから、どうしてもがたがたがたがたなってるという苦情が私の方に耳に入ってくるんですが、その辺り、それぞれの布設工事をしたあとに全面的に復旧工事というのは、なかなかされないものなのか、なんかそのあとに補正予算を組んだりいろいろしているので、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

確かにほかの事業と並行してする中でそういったこともありますけども、長与町におきましては年度当初に各事業体が集まって掘削調整協議会というのがありまして、各事業体が今年どこをするのかというのを意見交換をしまして、なるべく同じ所をするのであれば同じ期間にしようというふうなことで配慮をしております。それから路面復旧の

範囲でございますけれども、実際水道をする中では道路管理者とも立会いをしながら影響範囲で行っているというのが通常なんですけれども、予算があれば道路管理所管課と合同で全面するというところもあるんですけれども、なかなか予算の関係もありまして、水道は水道で支障がある範囲を行っているというのが現状でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。そのように住民の方たちにもいろいろ説明していきたいと思いますが、今年はこれだけの配水復旧工事をされているわけですが、関連ですけど本町でこれからそういった配水工事、かなりやっばりがたがきてると思うんですが、どのくらい抱えてるのか、今後ですね、教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

高橋課長補佐。

○課長補佐（高橋庸輔君）

今、長与町では布設替え、施設含めて20年間の整備計画というのを立てております。その中で配水管の更新に係る延長が102キロ更新をするということになってます。これは平成27年から平成46年までということで、現在更新が終わってる延長も含んだ数値になっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

5ページの職員数でちょっとお尋ねをしたいんですが、30年と31年と比較表があるんですが、ここで3人減になってるんですけれども、その理由を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

30年度が再任用が入って、職員数については再任用の短期の方はカウントしないということになりますので、今回減ってるような形になっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ではその再任用を入れると同じ数なのか、今後、第1浄水場も建て替えをするという

ので仕事が繁忙になるのではないかなというところでお聞きしたんですが、再任用を入れると同じ体制でできると理解していいのかお伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

渡辺課長補佐。

○課長補佐（渡辺房子君）

31年1月1日現在で、計のところは12名というのが一般職員及び常勤の再任用職員ですね、その上の（2）が短時間の再任用職員になりますので、人数的には今1名少ない形になっております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑はありますか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

説明書の1ページ、営業収益のところの各給水収益の世帯数ですね。それぞれ世帯数を水道料金のところを予測を教えてくださいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

各水道収益の給水戸数と給水人口というお尋ねかと思っておりますけれども、上水道給水収益が給水戸数1万5,613戸となっておりまして、給水人口が3万7,812人となっております。それから自由ヶ丘簡易専用水道が給水戸数106戸で給水人口が235人、道の尾団地簡易専用水道が給水戸数103戸、給水人口が230人となっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

自由ヶ丘、道ノ尾温泉、どれだけこの水道供給区域になってるのかよく分からないんですけども、今、高田南の土地区画整理事業で温泉より先に行った所に住宅がちょっと増えてるような状況です。あの辺は上水道給水収益の中に入ってるんですかね、この数字がちょっと変わっていないようなので、ちょっとそこら辺を確認したいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○水道課長（山口新吾君）

今、議員がおっしゃられ所は基本的に長崎市の給水区域でございます、自由ヶ丘と道の尾につきましては、昔からある道の尾温泉から左に上った所が道の尾団地で、もうちょっと手前から左に上った所が自由ヶ丘団地ということで、ある程度出入りが少ない住宅地で給水人口等もほとんど変動がない地域でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

1 ページの支出のところなんですけども、2 項の営業外費用で今年度の予算では消費税及び地方消費税への支払いが出てきてるみたいですね。前年度予算では無かったようなんですけども、これ支払いが出てきた要因というのは売り上げが多くて、掛かる経費が少なかったという形ではあると思うんですけども、これまでは還付がされてた経緯もありますし、31 年度についてこの支払消費税が出てきたっていうのはどういう状況なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

渡辺課長補佐。

○課長補佐（渡辺房子君）

29 年度、30 年度は改良費とかが多かったので、支払う消費税が多かったので還付になりましたけれども、今回は改良費が29 年、30 年に比べると若干減っておりますので、仮受消費税の方が多くなると予想して消費税を支払う方に考えております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17 号平成31 年度長与町水道事業会計予算の件を採択いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。場内の時計で55 分まで休憩をいたします。

（休憩 10 時42 分～10 時55 分）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第10 号平成30 年度長与町下水道事業会計補正予算（第2 号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

濱局長。

○水道局長（濱伸二君）

それでは水道局所管、議案第10 号平成30 年度長与町下水道事業会計補正予算（第2 号）について、下水道課長以下、関係職員により御説明いたしますので、御審議のほ

どをよろしくお願ひいたします。

○委員長（西岡克之委員）

山崎下水道課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

おはようございます。それでは議案第10号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページと併せまして、説明書の1ページをお開き願ひます。今回の補正はまず第2条、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の収入におきまして、第1款下水道事業収益を既決予定額の10億2,731万7,000円から10億2,906万3,000円へ174万6,000円の増額としております。詳細につきましては、説明書にありますとおり、その他営業収益の増額でございまして、し尿処理施設負担金を算出するための処理単価の増額によるものでございます。次に第3条につきまして、当初予算第4条に定めました資本的収入及び支出におきまして、収入では第1款資本的収入を既決予定額の4億114万4,000円から3億7,754万4,000円へ2,360万円の減額。支出では第1款資本的支出を既決予定額の6億8,185万4,000円から6億4,185万4,000円へ4,000万円の減額としており、資本的収入が資本的支出に対し不足する額が2億8,071万円から2億6,431万円に減額となっております。詳細につきましては説明書にありますとおり、収入は企業債が2,360万円の減、支出は下水道事業費が4,000万円の減となっております。これは予定しておりました事業費の減額によるものでございます。併せて借入れを予定していた企業債の要望額も減額をいたしております。以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑のある方は挙手をしてお知らせください。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

し尿処理施設の負担金ということで、環境の方からの負担金ということですが、当初予算がどれだけ組まれてたのかよく分からないんですが、今回増えた要因っていうのが何なのか、ちょっとそこを教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

御質問にお答えいたします。当初予算といたしましては58万円計上しておりました。し尿投入施設が24年度に竣工いたしまして、それから浄化センターの方にし尿の受入投入を認め、運転を運用しておったんですが、当初の処理単価といたしましては、キロリットル当たり450円ということで取り決めをしておりました。運転経費等を見直し

ていく中で、こちらの単価についても見直しが必要だろうということで、昨年度、協議の方をさせていただきまして1,670円に変更をしていただいております。当初予算にこれを計上していなかったということにつきましてでございますが、昨年の委員会でも1度御回答させていただいたと思っておりますが、双方の課で文書等でのやりとり、そこまでがまだ完了しておらなかったということと、一般会計側の予算が認められたところで、見直しをお諮りさせていただきましてという返答をそのときにさせていただいていたと記憶をしております。流れといたしましては、3月末に実績値をいただいたところで、4月年度替わったところで確定額を請求するような流れになっております。その前段で今回の増額補正を上げさせていただいたという次第でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そもそもの単価が450円から1,670円に上がるということは、かなり上げ幅が大きいなと思うんですよ。これをどう見るか、元々があまりにも低すぎたというふうに見えるのか。それとも処理をする中で単価が上がっていったというふうに見えるものなのか、どちらでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

今の御質問についてお答えいたします。こちらの方の考えといたしましては、そもそも当初の方が安全側であちらの方の協議等やりとりをさせていただいた部分がございます。そこについては運転の状態が変わったとかいうふうなわけではございません。ただ、これに係る部分で動力費、電気代ですね。また水道料金、また薬品費、最終的に持ち出した分の汚泥の処分費用が掛かっておりまして、こちらの方を現実に即したところで見直した結果、この金額の差が出てきたということで考えております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

これについて例えば、し尿汲み取りの料金が上がってるというわけではないですか。環境いわゆる町が負担する部分の単価が単純に上がったという形で考えてよろしいんですかね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

この金額が変わったことによって、し尿の受け入れの金額が変わったという話は聞いておりません。ただ下水道課サイドと環境対策課サイドのやりとりを金額について変更

をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは、資本的収入及び支出のところで伺いたいと思います。今回、事業費の減で企業債と建設改良費が減になっております。これは当初計画してた事業そのものができなかったというふうに見るのか。事業は全て行われたけども、それだけの費用と企業債が必要なくなったという中での減なのか、どちらでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

今の御質問についてお答えいたします。発注して入札行為に至ったあとの落札価格の減額っていうのが主立った理由でございます。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ委員会を再開いたします。

議案第18号平成31年度長与町下水道事業会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

濱局長。

○水道局長（濱伸二君）

続きまして、議案第18号平成31年度長与町下水道事業会計予算につきまして、下水道課長以下、関係職員により御説明いたしますので、御審議を賜りますようよろしく

お願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

山崎下水道課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

それでは、議案第18号平成31年度下水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。まず、予算書の1ページをお開きください。第2条業務の予定量といたしまして、年度末の排水戸数を1万5,850戸、年間総排水量を403万9,000立方メートル、1日平均排水量を1万1,036立方メートルと見込んでおります。また、建設改良事業といたしまして4億9,954万9,000円を予定し、うち国庫補助対象事業として3億4,732万円を予定しております。続きまして、第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出につきましては、予算に関する説明書の方で説明したいと思いますので説明書の1ページをお開き願います。第3条収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益として9億7,599万4,000円を見込んでおります。主なものといたしましては、第1項営業収益が6億7,084万3,000円、その内訳として下水道使用料が6億6,636万8,000円とその他営業収益でございます。2項営業外収益では3億515万円、内訳といたしましては、他会計負担金8,600万円、長期前受金戻入2億1,856万9,000円及び預金利息、雑収益でございます。支出におきましては、第1款下水道事業費用9億4,472万2,000円を予定しております。主なものといたしましては、1項営業費用の8億5,934万6,000円でございます。内訳といたしましては、下水道施設の維持管理等に要する費用といたしまして、管渠費、処理場費で3億2,409万4,000円、事業活動全般に関する費用といたしまして、総係費7,633万6,000円、また、資産の減価償却費といたしまして4億4,851万6,000円を計上しております。2項営業外費用では8,407万6,000円を計上しております。主な内訳といたしましては、企業債利息、消費税に要する費用となっております。そのほか3項特別損失、4項予備費を計上しております。

続きまして2ページを御覧いただければと思います。第4条資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入では4億1,185万9,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、建設改良費の充当分として企業債2億2,300万円、国庫補助金1億8,800万円、受益者負担金85万9,000円を見込んでおります。支出におきましては、第1款資本的支出において6億9,307万8,000円を予定しております。内訳といたしましては、1項建設改良費5億174万9,000円、2項企業債償還金1億9,032万9,000円、3項予備費100万円を計上しております。1項の主な建設改良事業といたしましては、1目下水道事業費では、長与浄化センターの耐震化等に係る改築更新事業、また、汚水管渠等の下水処理施設に係る管渠の改築更新事業を行う予定といたしております。以上によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,121万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税



資本的収支調整額2,713万9,000円、過年度損益勘定留保資金6,375万1,000円及び減債積立金1億9,032万9,000円で補填する予定といたしております。

続きまして3ページをお開きください。給与費明細書となります。給与と手当の前年度分比較表でございます。4ページを御覧ください。給与と手当の増減額の明細でございます。下の表につきましては、職員1人当たりに関する状況でございます。続きまして5ページをお開き願います。給与の等級別職員数でございます。6ページでは期末手当、勤勉手当の支給率及び前年度との比較、退職手当の支給率を記載しております。続きまして7ページをお開きください。平成31年度下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書ですが、1番目の業務活動による収支は2億4,907万3,028円、2番目の投資活動による収支は1億9,888万8,708円の減額でございます。それから3番目の財務活動による収支は3,267万1,000円、これら3つの収支資金額の増加等につきましては8,285万5,320円の増収となっております。したがって、資金期末残高を17億5,352万139円の想定としております。8ページにおきましては、平成30年度予定損益計算書でございますが、本年度末の純利益を下から3行目になりますが6,206万3,914円を予定しております。9ページをお開きください。平成30年度末予定貸借対照表で資産の部、資産合計、10ページの負債の部、負債資本合計ともに117億2,683万4,374円でございます。11ページをお開きください。平成31年度予定貸借対照表で、資産の部、資産合計、それから12ページの負債の部、負債資本合計ともに118億793万8,708円を予定しております。

続きまして13ページをお開きください。会計方針に関する注記を記載しております。14ページは債務負担行為に関する調書となります。この表に記載された5項については、平成30年度予算以前におきまして債務負担行為をお願いしたものでございます。今回お願いする債務負担につきましては、予算書の1ページに戻っていただきたいと思っております。予算書1ページの第5条債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として住民が借り入れた資金に対しまして、平成32年度から平成36年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額といたしまして債務の負担を行う予定としております。これに伴い借入資金に対する債務不履行時の損失補償といたしまして、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額といたしまして債務の負担を行う予定としております。また、31年度から32年度の期間に行われます長与浄化センター改築更新工事の委託料につきまして、平成32年度施工分1億9,700万円の債務負担を行う予定としております。続きまして2ページをお開きください。第6条企業債の発行につきましては、建設改良事業費に伴う企業債といたしまして2億2,300万円を証書発行により年利率5%以内で借入れを行う予定としております。第7条一時借入金につきましては、借入限度額を3億円と予定しております。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失の間におきまして、予算

の流用を可能とすることを願います。第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費7,151万5,000円及び交際費10万円を予定しております。以上が予算書についての説明でございます。

引き続き、建設改良事業費による施工箇所及び事業内容につきまして、永石係長の方より説明したいと思います。以上、御審議のほどよろしく願います。

○委員長（西岡克之委員）

永石係長。

○係長（永石大祐君）

それでは平成31年度の建設改良事業費による施工箇所及び事業内容について、お配りさせていただいております図面を用いて説明させていただきます。お手元の図面の方を御覧ください。番号をそれぞれ1から5まで打っております。赤く着色しているものが工事、青く着色しているものが業務委託と色分けをしております。それでは番号の順に工事、委託の順に説明をさせていただきます。まず1番目となりますが長与浄化センターの改築工事、図面では1番上になります。内容といたしましては耐震補強及び水処理施設の改築を行います。耐震補強につきましては管理棟の耐震補強を行う予定としております。水処理施設の改築につきましては、処理施設が現在6系列ある中の4系列目、5系列目の機械及び電気設備の改築更新及び高度処理へ対応するためのエアレーションタンクの改築工事を行います。4系列目につきましては平成30年度から機器の製作を行っております。平成31年度は現地でのエアレーションタンクの改築及び機器の設置に着手してまいります。5系列目につきましては、平成31年度から32年度の2か年にわたっての施工を予定しております。2番目となりますが、ニュータウン中央線取付管改築工事、図面では下の方の右側になります。長与ニュータウン団地内で取付管改築工事を平成27年度から行っておりますが、平成31年度はバス通りであるニュータウン中央線の取付管54か所の改築を予定しております。また、3番目となりますが、長与ニュータウン西地区取付管改築工事。2番目のニュータウン中央線取付管改築工事と同じく長与ニュータウン団地内になります。西地区での取付管の改築工事を31年度は90か所程度を予定しております。青葉台団地の取付管改築工事を継続して今まで行っておりましたが、水道課の水道管の布設工事と工程を調整いたしまして、平成31年度は青葉台の工事の方を延伸し、ニュータウン内を2地区施工することとしております。4番目となりますが、図面では上の方に戻っていただきまして長与浄化センターになります。長与町処理場ストックマネジメント計画策定業務委託。こちらは長与浄化センターを今後管理していくうえで、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位づけを行ったうえで、施設の点検、調査、修繕、改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計画であるストックマネジメント計画を策定する予定としております。5番目となりますが、図面ではそのまま下の方に下がっていただきまして長与町管路ストックマネジメント計画策定業務委託。

4番目の長与町処理場ストックマネジメント計画策定業務委託と同様にストックマネジメント計画の策定になりますが、こちらは管路について計画を策定するものです。

以上で平成31年度の事業説明を終わります。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、質疑を行います。予算に関しても全般に質疑を行おうと思います。質疑のある方は挙手をしてお知らせください。

安部委員。

○委員（安部都委員）

長与浄化センターの改築工事なんですけど、これは4系、5系の高度処理化をされる、いろいろな更新をされるということなんですけど、以前、その下水道の高度処理化をすることによって汚泥水が綺麗になって、水が浄化されるというところで以前お聞きしたんですが、今回に当たってはどのようなメリットがあるのか、その辺りを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

山崎課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

お答えいたします。メリットというふうなあれではないんですが、平成27年度より県の方で大村湾流総計画っていうのが定められてまして、そちらの方で大村湾の水質基準について規制を決められております。そちらの計画としては目標が平成52年度なんですけど、こちらの事業計画は我々が行っております下水道事業計画の上位計画でございます。ですので、そちらで定められた水質基準については守る義務がございまして、その中で従来定められていなかった窒素とリンにつきまして基準の方を設けられております。ですので、私どもの今後の流れ、進め方といたしましては、全く新しく高度処理施設を造り上げるのではなく、今の現有施設を利用した形で、そこまでの処理能力を確保できるような手法をとっていきたいと思っております。これが料金の圧縮とか、経費の圧縮に繋がるものだろうと思っております。ですので、現状といたしましては4系列、5系列につきましては、事業計画の中で機器の更新時期が来ておりますので、その改築更新、機器の取り替えと併せたところで高度処理へシフト可能な施設を構築するような流れで今回進めさせていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

大村湾を守るというところで、そういった規程が本町にもあるということで改築すると。これはまた単年度事業で、もうそれが終わるということでもよろしいんですね。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

4系列につきましては、もう今年度着工しております。先程永石係長から説明がありましたが、今年度は機器製作期間ということで、来年度現地の方を撤去と設置と、あと構造物の構築という流れになっておりますので2か年と。5系列についても来年31、32ということなので、単年度ではなく2か年掛かるっていうふうに御理解いただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程31年度の建設改良費のところで質問があったんで、私もその④と⑤ですね、ストックマネジメント計画策定業務委託ですが、全般的にそういう管理の最適化を目指すということで、効果は様々な、いわゆる経費が削減されたりとかっていうのがあるんでしょうけども、具体的にどういう目標を持ってこの策定をされていこうとしているのか。また先程言われた効果がどのような効果として出てくるものなのか、そこが分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

ストックマネジメント計画でございますが、一昨年度下水道法改正がございまして、それまでは長寿命化計画っていう位置付けで老朽化施設の改築更新事業の方をさせていただいてたんですが、法改正に伴いまして、こちらの方に名称変わっております。求めている範囲が、以前の長寿命化計画につきましては短期的な計画、部分的にここを変えたっていうのが事業化ができたんですが、ストックマネジメントというのは施設全体を把握した上で優先順位を決めて、なおかつ経費を圧縮するような計画の下に進めなさいというふうな流れになっております。ですので長与町といたしましても今後の改築更新を途切れなく進めるためには、こちらの計画をまとめる必要があるということで進めさせていただいております。具体的な効果については、申しわけございません。ここではちょっとまだはっきり定量的に計れていないところでございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうするとこれも一定期間があるんですかね。長寿命化計画みたいに何年後とか、そういう期間を決められた中で、こういうストックマネジメントの計画を立てていくというふうになってるんでしょうか。そこも教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

一定期間というのではなく、全体を把握したところで具体的な事業計画、事業化をする根拠にすべき部分だと考えております。ですので通常5年計画とか、3年計画とかで、実際現地に関わる時はそういうふうな話になると思うんですが、平たく言うと、長寿命化計画がこれに変わりますっていうふうなことで御理解いただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

説明書で言えば1ページですけれども、営業外収入の他会計負担金ですね。これは別の機会で私何回かお聞きしたことあるんですけども、年々ずっとこう減ってきていて、また、新年度の当初予算でも大幅な減できてるんですけども、まずこの他会計負担金、これが減ってきている要因ですよ、それとこれが交付税と何かしら関わりがあるのか。この2点をまずお伺いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

本浦主任。

○主任（本浦友恵君）

お答えします。一般会計繰入金と交付税の関係ですが、まず一般会計繰入金の財源となるのが交付税になります。交付税は、汚水処理において国が負担しなければならない部分という形になってまして、交付税の計算は元利償還金と処理区域内の人口密度による割合で計算されますが、実際一般会計の方に交付税が下水道の分として幾ら入っているかっていうのは下水道課では把握してません。元利償還金の一部が交付税となりますが、元利償還金は年々減ってきてますので、それだけ交付税も減ってきており、よって、一般会計繰入金の金額もどんどん落ちていっているという現状になっています。

○委員長（西岡克之委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

そうですね、これが交付税の対象だとは確か聞いてて、その額はよくはっきり分からない。出す側は分かっているのかもしれないですけども、実際厳密にはちょっと分かりにくいのかなと。起債の償還分が減ってきているというのも1つの要因、ただ今回大幅に減ってますよね。それだけではないぐらい減ってると思うんですよ。これが影響無いかと、下水道として。貸借対照表を見ると、かなり現金は持ってるんですよ。10何億ですかね。ですので、そここのところも含めて下水として困らないのかというところをお伺いします。それと参考までにキャッシュを持っている。この使い方、長期的な見通しがあるんでしょうけども、ざっとでいいですので説明をいただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤野主事。

○主事（藤野亮君）

お答えいたします。減額幅が30年度と比較いたしまして、ちょっと通年の下がり幅より大きいんじゃないかっていう疑問についてなんですけども、現在、下水道に対する国の国庫補助のあり方っていうのにちょっと様々な意見が出ておまして、下水道事業の改築更新というのが今後全国の自治体様々な所出てきますが、それに対して国が通常通り補助を与えていたのでは国の財政的にも厳しいんじゃないかという意見もありまして、国の財政審議会とか、そういった中では、いわゆる下水道使用料の範囲内で自前で自主財源による改築を目指さなければいけないんじゃないかというような意見も出てきております。実際に我々の方にどういった影響があるのかといいますと、繰入金をいただくに当たりまして財源としては先程説明いたしましたとおり交付税と。実際に町に入った交付税を下水にいただくに当たりましては、例年御説明させていただいております繰出基準というものがございまして、そちらで各経費を算定いたしまして、財政課の方にこれだけいただければというお願いを出すわけですね。その中の計算方法が、以前は複数パターン認められていた計算方法がある1つに限定されたことによって、そこが大きく減額することになった要因の1つとしては考えられるかなと思っております。

続きまして、今後ちょっと現状貸借の中で貯まってるという言い方はあれですけども、現金の使用方法についてなんですけども、先程御質問がありましたストックマネジメント計画というものは、今後の改築更新計画を一定量事業費が3億円だったら3億円と決めまして、それを平準化させるという目的もございまして、ですので、支出の計画に応じて今後現金っていうのも消費していくのかなということになると思います。あと減額に対する今後の下水道事業会計の営業についての影響でございますが、確かにこちらの計算方法の変更により、31年以降の繰入金の収入についての見通しもやはり大幅な減額で見込まなくてはなりませんので、平成28年度に策定いたしました下水道事業会計の経営指標であります経営戦略、こちらの経営戦略というのが2、3年間において見直しを求められておりますので、こちらの減額の影響を受けまして、今年度さらに先の10年間の経営戦略の見直しを行っております。その中では今後10年間、そちらの減額が生じたとしても一定の利益を残したまま経営ができるものと見込んでおります。

以上です。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、同僚議員が聞いたので大体理解できました。それともう1つ、今度は管理棟の耐震とかいうのがさっき出ましたね。私の記憶の中ではこの管理棟というのは、修復改修工事を何年か前にやったような感じがするんですけど、この管理棟の耐震というのは、まだやってなかったわけですか。

○委員長（西岡克之委員）

山崎課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

お答えいたします。管理棟の部分的な現在の耐震補強につきましては、今年度と来年度着手ということでお答えさせていただければと思います。管理棟を以前触った部分という御質問でございますが、外装のやり替え、あと入口の所の下屋って言いますか、そちらの方をちょっと年度はちょっとここで覚えてないもんでお答えできないんですが、そちらについては以前改築更新事業の中で執り行っております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

債務負担行為のところでお伺いしたいと思います。予算書の1ページで今年度に係る債務負担行為というところが出てますけども、1つは最後の長与浄化センター改築更新工事委託ですね、平成32年度ということで、これはずっと改築工事を行われてるということですけども、今年度については限度額が非常に大幅に減額されてるという意味では、工事の内容がもうだんだん縮小していってるというふうな形で見ているものなのか。そこが1つと、あと説明書14ページの債務負担行為に関する調書なんですけど、ここはそもそも聞いて申しわけないんですが、この各債務負担行為に対する財源の内訳が示されてますよね。ある意味では、使用料から負担するというふうな形の分と、最後の長与浄化センターについては国庫補助だとか、起債だとか、損益勘定留保資金を使うということで、これは事業そのものが、なんて言いますかね。この財源内訳の判断の仕方ですね、そこがちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

1つ目の御質問でございます。5条の債務負担行為の中で上げさせていただいております浄化センター改築更新工事、平成32年度1億9,700万円でございますが、こちら先程申し上げました5系列目の水処理の改築更新工事でございます。それで事業ボリューム的には減ってきてるっていうふうなことで御理解いただければと思います。続きまして説明書14ページの債務負担行為に関する調書でございますが、1項目から4項目までは維持管理費、営業費用の中で執り行われている部分でございます。1番下については建設改良の方で予算を充ててる関係で、財源内訳につきましてはこういう表示となっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それで今年度予算で見ると、2条の建設改良工事費が4億9,954万9,000円、うち補助対象事業が3億4,732万円ということで、工事内容が5か所説明がありま

したけども、このうち国庫補助対象事業となるのがどれどれなのかですね。そこを教えてください。ただでいいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○下水道課長（山崎禎三君）

図面の方で申し上げてよろしいでしょうか。今年度31年度の国庫補助対象事業につきましてでございますが、①番、④番と⑤番でございます。

○委員長（西岡克之委員）

質疑はありませんか。

なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号平成31年度長与町下水道事業会計予算の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

本日の審議予定は以上で終了いたします。

本日は散会いたします。以上。

（散会 11時47分）